

ケアプランニング結い杉並 訪問介護／介護予防・日常生活支援総合事業／自費サービス 料金表

| | |
|--------------------------|--------------|
| 1 訪問介護 料金表 (要介護1～要介護5の方) | 2022年10月1日改定 |
|--------------------------|--------------|

金額：単位数に地域区分1級地：単位数①基本の単位数+②加算、に11.40(地域加算)をかけたものが金額になります(少数以下切捨て)。利用者負担の算出方法：金額のうち保険負担分(90%又は80%又は70%)を引いたものが利用者負担になります。利用者負担割合は収入により異なります。

| 項目 | 所要時間及び内容 | 単位数 | 1割負担額 | |
|---|--|--|---------------------------|-----|
| ① 基本 | 利用者負担は小数点以下切り捨てにしているため1ヶ月の合計単位数で計算した場合多少誤差が生じます。 | 身体介護(※4 自立生活支援のための見守りの援助を含む)が中心である場合 | | |
| | 20分未満 | 167単位 | 191円 | |
| | 20分以上30分未満 | 250単位 | 285円 | |
| | 30分以上1時間未満 | 396単位 | 542円 | |
| | 1時間以上 | 579単位 | 660円 | |
| | 1時間から計算して30分増すごとに | 84単位 | 96円 | |
| | 生活援助が中心である場合 | | | |
| | 20分以上45分未満 | 183単位 | 209円 | |
| | 45分以上 | 225単位 | 257円 | |
| | | 身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、所要時間20分から計算して25分を増すごとに | 67単位 | 77円 |
| ② 加算 | 初回加算 | 下記説明※1 | 200単位 228円 | |
| | 緊急時訪問介護加算 | 下記説明※2 | 100単位 114円 | |
| | 生活機能連携向上加算Ⅰ、Ⅱ | 下記説明※3 | Ⅰ100単位、Ⅱ200単位 I114円、Ⅱ228円 | |
| | 早朝・夜間加算 | 早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)に訪問した場合 | 所定単位数×25% | |
| | 深夜加算 | 深夜(22:00～6:00)に訪問した場合 | 所定単位数×50% | |
| | 計画上必要と認められ、2人の訪問介護員が訪問した場合 | | 所定単位数×200% | |
| | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | (①+②の単位数×サービス加算率(13.7%)×11.40(1円未満の端数は切り捨て)の1割(負担割合は収入によって異なります。算出方法は上記利用者負担の算出方法と同じです。) | | |
| | 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ | 加算率4.2%(利用者負担の算出方法は上記介護職員処遇改善加算と同じです。) | | |
| | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 加算率2.4%(利用者負担の算出方法は上記介護職員処遇改善加算と同じです。) | | |
| 利用者負担1割分の計算方法 | 利用者負担の算出方法のとおり | | | |
| ※1 新規ご利用の利用者様又は2ヶ月間サービスのご利用が無いご利用者様に対して、サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、ヘルパーに同行又は自ら訪問介護を提供した時に算定 | | | | |
| ※2 ご利用者様又はご家族様から要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にない日時に緊急で訪問介護を提供した場合に算定 | | | | |
| ※3、Ⅰリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等から助言を受ける体制があり、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成した月に算定。Ⅱ 理学療法士等がご利用者様のお宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行又は利用者の居宅を訪問した後に共同でカンファレンスを行い生活機能の向上を目指した訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携しその訪問介護計画書に基づく訪問介護が提供された場合、訪問介護が行われた日の属する月以降3ヶ月間算定。 | | | | |
| ※4 自立生活支援のための見守りの援助(声かけ、疲労の確認等)、外出の介助(安全の声かけ、見守り等) | | | | |